

(別紙)

意見書の内容	回 答
<p>I 農業者の確保</p> <p>農業従事者の高齢化と新規就農者の減少、農産物価格の不安定さなどを起因として、農業従事者は近年著しく減少しており、社会問題となっている状況です。こうした中、今後農地などの農業生産基盤を維持・管理していくには圧倒的な人手不足が予測されています。</p> <p>つきましては、国土の保全・地域コミュニティの維持に大きな役割を果たしている農業者の確保について、早急に以下の事業を強力に推進されたい。</p> <p>1. 小規模・中規模農家の確保と支援</p> <p>農地などの農業生産基盤の維持・管理をはじめ、地域コミュニティの維持や農山村の振興を図るうえで、小規模・中規模農家の存在は不可欠です。このため、農業生産の基盤を支えている小規模・中規模農家を確保するため、農道や農業用排水路等の改修に対する支援、園芸作物振興、畜産農家支援といった様々な事業の対象を小規模・中規模農家に広げるなど、これらの事業効果があまねく行き渡るべく支援の拡充を図りたい。</p>	<p>小規模・中規模農家の確保と支援につきましては、経営規模の大小にかかわらず、農業の生産活動が将来にわたって継続できるよう、経営の拡大や生産の効率化、または複合経営等に取り組むために必要な農業施設や機械の購入を支援する「山口市がんばる農業者支援事業」を令和5年度から実施しております。</p> <p>さらに、令和7年度から農道や農業用排水路等の改修を含む農業用施設等の整備に係る原材料費等を支援する「山口市農業用施設等整備事業」を創設・実施しているところです。</p> <p>今後も引き続き、農業者の皆様の営農意欲が継続されるよう取り組んでまいります。</p>
<p>2. 農業経営体の確保と支援</p> <p>農業経営体の役割としては、農地利用の受け皿としての重要性が高まる一方で、農業経営体自身による営農継続に向けた取組が必要となって</p>	<p>農業経営体の確保と支援につきましては、経営規模を縮小する経営体も見られるなか、県事業等の活用や関係機関との連携を通じて、経営体の効率</p>

<p>います。市におかれましては、農業経営体の営農継続に対する支援を充実させるとともに、地域農業維持のためには農業経営体間の連携による営農体制の確立が必要との認識のもと、担い手間の連携深化による補完体制の構築や経営感覚が体得できる機会を提供されるなど、多面的な更なる支援の拡充を図られたい。</p>	<p>的かつ企業的な取組を支援するとともに、集落機能を維持するための複数経営体での共同事業への取組についても支援してまいりたいと考えております。</p> <p>また、経理面や労務管理等の多様な課題を解決するため、専門家等を含めた支援チームにより、地域の担い手である経営体が、経営感覚を培えるよう支援してまいります。</p>
<p>3. 新たな担い手確保への働きかけ</p> <p>新規就農者への支援や新規参入企業の誘致については、県やJA等の関係機関と連携の上、適切な役割分担を図られた上で、ありとあらゆる手法により積極的に取り組まれたい。</p> <p>とりわけ新規就農者への支援については、初期投資を軽減するため、離農者からの農業用機械や施設等の継承や、これらのメンテナンスや改修費用の助成等による支援の拡充を図られたい。</p>	<p>新たな担い手確保への働きかけにつきましては、本市をはじめ農業委員会や県、JA等で構成するサポートチームを編成し、農地や営農資金の確保、就農後の経営発展に必要な農業技術や農業経営力の向上のほか、農業用機械に対する助成など、様々な支援策を講じており、引き続き、就農段階から農業経営者として地域に定着するまで一貫して取り組んでまいります。</p> <p>また、新規参入企業の誘致につきましては、他業種等からの新たな担い手確保の手段として、県や農地中間管理機構、JAなど関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。</p> <p>本市といたしましては、これらの取組の効果がより高まりますよう、農業委員会と連携を図りながら、取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>4. 農業者人口の維持・拡大</p> <p>農業を将来に向けて維持・発展させるためには、既存の農業者はもとより、あらゆる人材を活用して農業基盤を維持・管理していくことが不可欠です。そのために、既存の小規模・中規模農家並びに農業経営体のみならず、新規就農者や半農半Xなどを含む多様な農業者が力を併せて地域の農地を維持するために必要な支援を行われたい。</p> <p>特に、地域おこし協力隊による地域課題解決への取り組みについては更なる導入を図られ、地域の活性化に役立てられたい。</p>	<p>農業者人口の維持・拡大につきましては、新規就農者や多様なライフスタイルを持つ農業者の参画を促すことで、新たな人材の確保による農業基盤の維持・管理を進めることが必要不可欠であると認識しており、これまで、農地や資金の確保に対する支援、農業技術の提供、農業用機械の導入補助、定住支援を含む多様な施策を講じ、新規就農者等が安定的に地域に定着し、営農を継続できる環境づくりを進めてまいりました。</p> <p>加えて、女性農業者の働きやすい環境づくりに対する支援を行うなど、地</p>

<p>また女性農業者については、農業の活性化や6次産業化等の推進において活躍されていることから、女性農業者への研修機会の充実や、女性農業者が働きやすい環境づくりに対する支援の拡充を図られたい。</p>	<p>域おこし協力隊の活用と合わせて、農業人口の確保に努めてまいりました。 本市といたしましては、これらの取組の効果がより高まりますよう、農業委員会と連携を図りながら、取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>II 農業経営の安定化</p> <p>地域の担い手及び労働力が不足している状況下では、農地を継続して維持することが困難であるとともに、厳しい経営状況にある農家においては離農が加速しています。一方、他国においては、農業政策が手厚く保護がされているなど、国土保全の観点からも農家への支援が重要視されているところです。</p> <p>農地の維持をはかるためには、農家の健全性を保つ必要性が高いことから、市におかれましては農業経営の安定化支援を第一に、以下の対策について総合的に取り組まれたい。</p> <p>1. 市内の流通促進・消費拡大</p> <p>地域で生産された農産物が地域内で消費される取り組みは、安全安心な農産物の流通に欠かすことができないばかりでなく、生産者の収入増加と安定的な収入確保をもたらし、消費者と生産者を直接結び付けることにより生産者の生き甲斐づくりにつながります。こうしたことから、今後も学校給食への積極的な供給を図られるとともに、市内の小売店や農産物直売所等を活用しての地元農産物の積極的な販売およびさらなる新規市場の開拓を強化していただきたい。</p>	<p>市内の流通促進・消費拡大の取組のうち、市内小・中学校の学校給食につきましては、市内産農産物等をはじめとした地場産食材の使用促進を図る取組を県やJAなど関係機関等と連携して進めてまいります。</p> <p>また、道の駅や直売所などの地域の農産物販売拠点においては、新鮮で安心安全な地元の農産物を消費者に提供する「地産地消」に積極的に取り組み、農業所得の向上とあわせて、生産意欲の向上を図ってまいります。</p>
<p>2. 気候変動に対する対応</p> <p>近年顕著であります気候変動を起因とした災害や水不足、害虫・暑熱による作物への被害は、かつての農業の様子を一変させるほど大きな影響を及ぼしています。市におかれましては、頻発する災害に対しては、被災した農地や農業用施設の迅速な復旧、収穫量の減少による減収への</p>	<p>気候変動に対する対応のうち、自然災害に対する営農支援等につきましては、被害の状況に応じ、農業経営を持続化するための制度や支援が必要と認識しており、農家の皆様が安心して農業を続けられる環境づくりが重要と考えております。</p>

補償制度の拡充とともに、耐性種苗の研究・配布を推進されるなど、関係機関一体となつての気候変動への対応を進められたい。

こうした中、国においては、収穫量減少による収入の低下に対して、経営所得安定対策事業により、農業者の所得確保と経営安定に取り組まれているところですが、本来、本事業は価格変動や需給調整への対応を目的とした制度設計でありますことから、近年頻発する異常気象に対しましては、国へより一層の制度の拡充を求めてまいります。

また、県やJA、関係機関等に対しまして、病虫害や温暖化による作物被害に対する技術指導や、耐性種苗の研究、開発等を要望することで、農業者の生産意欲が維持・向上するよう取組を進めたいと考えております。

一方、農地や農業用施設が被災した際は、その被害規模や状況に応じて、国の災害復旧事業や、単市事業の活用により、迅速な復旧に努めており、さらに「多面的機能支払交付金」の対象区域内でありましたなら、「異常気象時の対応」として、土砂や流木の撤去などの災害復旧も活動の対象となっていますので、農業関係者から相談があった際には、適宜現地確認を行い、適切な事業を御提案させていただいているところです。

さらに、令和7年夏には、例年に比べ梅雨明けが早く、猛暑も重なったことで、ため池の貯水量が減少し、農作物の生育への影響が懸念される状況となりましたことから、渇水による被害の軽減を図るため、応急的な農業用水渇水対策の支援を実施したところでございます。

今後も異常気象等により、農業被害が懸念されるような状況となった際には、農業者の皆様の声をしっかりお聞きし、その都度必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

<p>3. 高騰する農業経費への対応</p> <p>農業用資材・肥料・飼料・燃油・電気料等の価格上昇に対する対応については、急激な為替変動による海外産原材料の高騰などの外的要因も一因であり、自助努力だけでは解決できない部分があります。さらに、これら経費が増嵩する一方、生産物販売価格への転嫁はいまだ充分とはいええず、農業経営は非常に苦しい局面に立たされているところです。</p> <p>市におかれましては、国の物価高騰対策はあるものの、依然としてこれら経費の増嵩が農業者の経営を圧迫していることから、継続しての支援を国に要望されるとともに、市独自の支援を図られたい。</p>	<p>生産資材費の高騰に対する支援につきましては、原油価格や肥料などの生産資材の高騰が続く中、農家の皆様の農業経営はこれまで以上に厳しい状況にあるものと認識しており、これまで、国や県の支援策に加え、本市独自の支援策に取り組んでまいりました。</p> <p>今後につきましても、国に支援等を要望してまいりますとともに、県やJAとも連携を図りながら、生産資材費の高騰による離農が生じないように取り組んでまいります。</p>
<p>4. 農家所得安定のための直接支払制度への理解</p> <p>食料安全保障の必要性が叫ばれる中、農地を維持し食料を生産する行為は、国の基（もと）であるとともに、私共が自活するための第一歩であると考えます。市におかれましては、小規模農家も対象とすることで農地保全に効果が期待できますことから、農地を維持する取り組みとしての戸別所得補償制度の有用性について、今一度、御認識いただきたい。</p>	<p>国は、改正「食料・農業・農村基本法」において、新しい基本理念として、「農産物の合理的な費用を考慮した価格形成」を新たに位置づけ、令和7年4月の新たな「食料・農業・農村基本計画」では、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとし、農産物の適正な価格転嫁形成の実現に向けた仕組みづくりが位置付けられたところです。</p> <p>こうしたことから、需要と供給の調整などによる価格安定と農家所得の補償に関する施策については、第一義的には国の取組により実施されるべきものと考えており、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> <p>今後も、スマート農業加速化支援事業など本市独自の取組に加えまして、国や県、JA等と連携した農業所得の安定化に向けた取組を行うことで、農業者支援に努めてまいります。</p>
<p>Ⅲ スマート農業普及への期待</p> <p>近年導入が進み、営農の効率化・生産性の向上には欠かすことができない先端技術として確立しつつあるスマート農業は、省労力の実現かつ安定</p>	

<p>的な経営に寄与するものと大きく期待を寄せるものであります。今後も、県や農業関連団体との連携のもと、最良の技術・手法の導入により地域全体に恩恵がいき渡るよう努められたい。</p> <p>1. スマート農業に関する先端技術情報の共有</p> <p>スマート農業の先端技術が及ぶ範囲は、機械の高度化・自動化のみならず、農家の経営判断に関するものまで大変広く、技術は日々進歩しております。市におかれましては、これら先端技術の普及推進にあたり多くの事例を得られているものと推察いたします。これらの取組に際しましてはメリットデメリットも含めてこれまでに得られた情報を公開されることにより、多くの方がスマート農業の先端技術に接する機会を提供いただくよう図られたい。</p>	<p>スマート農業に関する先端技術情報の共有につきましては、現在、スマート農業技術のメリット・デメリットの周知や普及啓発を目的に、導入事例を用いた研修会や情報交換会を実施しており、その中ではドローンの活用事例として、高額な農薬散布作業の省力化が実現され、生産物の品質向上に繋がったとの報告がございました。</p> <p>こうした先端技術に触れ、成果を共有する取り組みは、スマート農業に対する農業者全体の関心、理解の向上に寄与するものと考えております。</p> <p>今後につきましても、スマート農業技術の普及による効率化は、単なる生産コストの削減に留まらず、農業経営の安定性確保と農業者の負担軽減を図る上で有効な手段であるとの認識のもと、すべての農業者にとって有益なものとなりますよう、引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>2. スマート農業技術の幅広い活用</p> <p>農地を守る農業者の思いは一つです。私も自然の中で働くことを楽しむとともに日々刺激を受けながら営農に臨んでいるところです。市におかれましては、スマート農業技術の普及にあたってはすべての農業者に有用であることを念頭にされつつ、広範にわたって導入・活用されるべく、支援の拡充を図られたい。</p>	<p>スマート農業技術の幅広い活用につきましては、令和4年度から「山口市スマート農業加速化支援事業」を実施し、高性能田植機や環境制御システムなどの導入を通じて、作業効率の向上と農業者の負担軽減を推進しているところでございます。本事業は、これまでに個人29経営体、法人28経営体の合計57経営体で活用されており、農業分野における実効性の高い取組となっております。例えば、農業用ドローンの活用による食味向上や収量増加、自動運転機能がついたトラクターの導入による作業時間短縮や熟練技術への依存軽減といった具体的な成果が報告されています。</p> <p>今後につきましても、スマート農業技術の普及による効率化は、単なる生産コストの削減に留まらず、農業経営の安定性確保と農業者の負担軽減</p>

	<p>を図る上で有効な手段であるとの認識のもと、関係する団体や企業の技術動向を注視しつつ、本事業がすべての農業者にとって有益なものとなりますよう、引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>IV 農業インフラを守る</p> <p>農業用施設は食料生産の要であるとともに、集落の生活排水にもかかわる水路や集落の生活道としても利用される農道等、防災減災や地域の生活環境保全においても極めて大きな役割を果たしています。しかしながら、地域の人口減少等により、これら農業用施設を地域において良好な状態で保つことが困難な状況にあります。</p> <p>つきましては、食料生産の要である農業インフラを守るために、以下の事業を強力に推進されたい。</p> <p>1. 農業用ため池の安全安心の確保</p> <p>農業用ため池は営農上必要不可欠な施設ですが、小さい集落にある受益者の少ないため池の中には、改修も容易に進まず危険な状況が放置されているものもあります。そのため、ため池管理者や受益者への注意喚起を促すにとどまらず、積極的に施設の維持管理についての助言・提案をされるとともに、ため池の改修や廃止に対する支援の拡充を図られたい。</p>	<p>農業用ため池につきましては、地域の人口減少や高齢化により、特に受益者の少ない小規模なため池の適正な管理体制の維持が難しくなっている中で、ため池管理者や受益者の皆様において、「ため池点検マニュアル」（市HP掲載）の活用や、知識が豊富な技術者で組織されている「ため池サポートセンター」からの助言等を受けられながら、適切に維持管理いただいているところです。</p> <p>こうした中、本市では、ため池管理者等から管理等に関する御相談があった際には、職員や関係団体が現地に赴いて、技術的助言や、余水吐切下工事など単市事業も含めた適切な事業を御提案等させていただいているところです。</p> <p>加えまして、「多面的機能支払交付金」の対象区域であれば、ため池の維持管理も活動対象となっていますので、活用いただきたいと考えています。</p> <p>また、万が一ため池が決壊した場合に、その周辺の家屋や公共施設など</p>

	<p>に大きな被害を与えるおそれがあると判断されたため池（防災重点農業用ため池）につきましては、県と連携し、「ため池工事特措法」に基づき、老朽化による危険なため池や、すでに利用しなくなったため池の改修や廃止工事などといった防災工事を計画的に実施しているところです。</p>
<p>2. 農道・農業用排水路の維持</p> <p>中山間地域をはじめとして、農業従事者の減少が顕著な現状においては、農道や農業用排水路をはじめとする農業用施設の維持に大変苦慮しています。特に修繕を要する箇所が多い地域では、既存の補助金の枠組みでは維持費が賄えなくなっている状況です。</p> <p>地域によっては中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金など政策的な交付金等の活用が見込まれる例もありますが、交付金等の対象から外れている地域も目にしております。つきましては、必要不可欠な農業インフラが、立地条件に左右されることなく手厚く守られるよう、支援の拡充を図られたい。</p>	<p>近年、農業従事者の減少や集落機能の低下に伴い、地域によっては農業用施設の保安全管理だけでなく、維持費の捻出においても苦慮されているものと認識しています。</p> <p>このような中、農道や農業用水路等の改修、修繕を行う際は、単市事業である「単市土地改良事業補助金」や「地域づくり交付金」、「法定外公共物等整備事業補助金」、あるいは、国の制度である「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」など、それぞれの状況に応じて活用いただいているところです。</p> <p>一方で、こうした交付金等の対象とならない地域や、支援が受けられない農業者の皆様に対しましては、令和7年度から、農道や農業用水路など営農継続のため必要な農業用施設等の整備に係る原材料費等を支援する「山口市農業用施設等整備事業」を創設しておりまして、営農する上で必要不可欠</p>

3. 基盤整備事業の推進

山口市では計画的に基盤整備事業が進められているものの、地域によっては狭小もしくは不整形なほ場や未整備の農道・水路等が数多く見受けられます。基盤整備事業は効果的かつ効率的な農作業を可能とし、安定的な農業経営に繋がる方法として欠かせない施策の一つです。

つきましては、基盤整備事業について、県等とも連携の上、強力に事業を促進されたい。

な農業インフラの整備に対して、支援を拡大しているところです。

今後とも、農業者の皆様から御相談があった際には、現地の実情に合った事業等を御提案させていただきたいと考えています。

本市の基盤整備事業（ほ場整備事業）については、現在、秋穂黒潟地区など6地区、約297haにおいて国の事業を活用し、県営によるほ場整備事業が実施されているところです。また、県営ほ場整備事業の採択を目指して合意形成を図っている地区が7地区、その他にも事業実施の意向がある地区も複数ございまして、事業主体である県等関係機関と連携し、計画的に事業を推進しているところです。

こうした基盤整備事業により、農業経営の基盤強化を図ることは、持続可能な営農に繋がりますことから、今後も県をはじめ関係団体と連携を深めながら、事業を進めてまいりたいと考えています。

<p>V 遊休農地への対策</p> <p>遊休農地の増加は、将来の地域農業が衰退する要因となり、農山村地域の景観を壊すばかりでなく、生活環境にも大きな影響を及ぼします。</p> <p>そのため、遊休農地の発生防止・解消に向けた効果的な取組が必要となっています。</p> <p>また、遊休農地化している農地に含まれる、農業生産に向けた様々な努力によってもなお農業上の利用が困難である農地については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律にもとづき、同法に定める活性化計画を策定することで、放牧や鳥獣緩衝帯等の粗放的な利用に対する取組が可能となっています。</p> <p>農業委員会においても、これら遊休農地への対策を重要課題の一つと捉え、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組を行っておりますが、市におかれましても、土地所有者や耕作者自らが遊休農地の発生防止・解消に取り組むことができるよう、以下の事業を強力に推進されたい。</p>	
<p>1. 遊休農地の発生防止</p> <p>中山間地域に多く点在する生産条件の不利な農地については、ほ場条件の改善や、農道や農業用排水路をはじめとする農業用施設の改良・維持について、中山間地域等直接支払交付金制度の充実により支援の拡充を図られたい。</p> <p>また、高齢化や担い手不足などにより農地の維持管理活動に支障が出ている地域において、遊休農地の発生防止に取り組むことが容易にできるよう、多面的機能支払交付金制度の充実及び手続の簡素化に取り組まれたい。</p>	<p>遊休農地の発生防止につきましては、国の制度である「日本型直接支払制度」の活用が大変有用と考えております。</p> <p>まず、現在第6期対策となっております「中山間地域等直接支払制度」が中山間地域の農地保全や農業生産活動の維持において、大変効果的なものであることから、交付金の増額など本制度が充実するよう、国や県へ要望してまいりたいと考えております。</p> <p>また、「多面的機能支払交付金」につきましても、遊休農地発生防止のための保全管理も活動の対象となっておりますことから、有効に活用いただけるものと考えております。</p> <p>一方で、これらの制度に取り組むにあたっては、活動される皆様から、手続きが煩雑であるとの御意見も伺っているところです。</p> <p>本市といたしましては、できる限りのサポートを続けつつ、制度の充実</p>

	<p>及び手続きの簡素化について、国・県に要望してまいりますとともに、これらの取組の効果がより高まりますよう、農業委員会における遊休農地の発生防止に向けた取組とのさらなる連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>2. 遊休農地の解消</p> <p>担い手の不在により遊休農地化した農地については、公益財団法人やまぐち農林振興公社が実施する遊休農地解消緊急対策事業の活用等により、遊休農地の解消に取り組むとともに、新たな担い手への結び付けに取り組まれない。</p>	<p>遊休農地の解消につきましては、今後も進む高齢化や人口減少に伴う農業者の減少による遊休農地の拡大が懸念される中、農地を有効に活用するための農地の集約化に向けた取組は、重要な政策課題であると認識しています。</p> <p>こうした課題の解消には、御意見に示された事業を有効に活用するためにも、地域農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農用地利用の姿を示すための目標地図を作成・活用することが必要であると考えています。</p> <p>こうした取組に加えまして、担い手確保の取組、農業委員会がおこなう遊休農地の解消に関する事業とのさらなる連携を図ることで、優良な農地の確保、将来にわたり持続可能な地域営農の実現につなげてまいりたいと考えております。</p>
<p>VI 有害鳥獣被害の防止</p> <p>カモやヒヨドリ等の鳥類やイノシシ等の獣類による農産物の有害鳥獣被害は近年増加しており、特に鳥獣種ごとに多様な対策が求められている状況です。こうした被害は営農意欲の低下を招くのみならず、野生動物と人間との距離が近くなることでの突発的な人的被害も懸念されま</p>	

<p>す。</p> <p>つきましては、有害鳥獣被害の抑制を図るべく、緊急かつ速やかに以下の事業を強力に推進されたい。</p> <p>1. 限定的な個別駆除から面的一斉駆除へ</p> <p>有害鳥獣害対策は、個別の地域のみでの取組だけではなく、複数の地域や自治体が連携して一斉駆除を行うなど広域的な取組が必要と考えます。また、親子を捕獲するなど多頭数を同時に駆除する取組についても大きな効果が見込まれることから、今後はこうした対策を含めての積極的な事業の展開を図られたい。</p>	<p>本市では、有害鳥獣害対策として、国や市の補助金を活用した侵入防止柵や囲いなどの設置に取り組んでおり、農作物の被害防止に一定の効果を出しているものの、依然として農作物被害が発生している状況です。</p> <p>こうした中、有害鳥獣による農作物被害の影響を抑えるためのひとつの方法として、獣種や捕獲期間を限定し、隣接する地域や自治体が連携する広域的な取組は、大変有効なものと考えられますことから、引き続き、取組方法を研究してまいりたいと考えております。</p> <p>また、多頭数を同時に駆除する取組について、サルにおいては大型囲いなどが有効であるものと認識しており、今年度、国の補助金を活用し2基導入しており、今後、地元関係者や猟友会において活用していただくこととしております。</p> <p>今後も、市内各地域の猟友会をはじめ関係団体と連携を図りながら、多頭数駆除の取組を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>2. 狩猟者の人材確保</p> <p>有害鳥獣に対する地域主体の多様な取組への支援を長期的に講じるとともに、狩猟免許取得にかかる助成の拡大や、猟銃保有にかかる負担軽減など多様な支援を行うことで、有害鳥獣害対策に携わる人材の確保・育成を推進されたい。</p> <p>また、効果的な有害鳥獣害対策のためには、対象となる鳥獣種に関する専門知識等が必要となることから、専門知識の習得に励まれるなど、多発する獣害への適切な対応を図られたい。</p>	<p>狩猟者の人材確保につきましては、高齢化に伴う狩猟者の減少が進む中で大きな課題であると認識しております。</p> <p>こうした課題を解決し、効果的に有害鳥獣害対策を行うためには、専門知識を習得することが効果的でありますことから、関係団体を対象に、狩猟登録や狩猟技術向上のための講習会等の参加に必要な経費の一部を支援し、狩猟者の人材確保・育成の推進を図っているところです。</p> <p>今後も、県などと連携し、希望される猟友会等へ専門員を派遣するなど専門知識の習得に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。</p>

3. 人と獣とのすみ分け

野生動物が本来の生息域である里山から、人の居住域へと生息範囲を広げていることが被害発生の一因となっています。つきましては有害鳥獣の被害防止柵等の整備に対する支援の拡充を図られたい。

また近年、クマをはじめとする有害鳥獣が人の居住域へ出てくることで、農作物への食害だけでなく、人に危害が及ぶ人身被害が全国的に発生している状況です。人的被害の危険が大きい場合には、改正鳥獣保護管理法により、市長の判断で市街地での銃猟が可能となったところです。こうしたことから、農作物の被害防止にとどまらず、市民の命を守る観点から、部局を横断しての有害鳥獣対策を講じられたい。

人と獣とのすみ分けにつきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫事業）や単市事業を活用し、侵入防止柵の設置に対する支援をすることで、有害鳥獣とのすみ分けを図っており、今後も引き続き、取り組んでまいります。

また、部局を横断しての有害鳥獣対策につきましては、これまで副市長をトップとする「山口市有害鳥獣等の被害対策に関する連絡会議」の中で対応を行ってまいりましたが、昨年10月に、市街地でのクマの複数回の目撃情報を受け、人身被害を未然に防ぐ対策として、被害状況の把握と、市民の安全確保の対策を講じることを目的に、市長をトップとする「山口市有害鳥獣等被害対策本部会議」を新たに設置し、部局横断の対策強化を図ったところです。

今後も、農作物被害や市民の安全安心を守るため、有害鳥獣対策に取り組んでまいります。